

## 第38回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

### 会議録概要（委員発言要旨）

平成21年6月11日（木）

#### 会議の成立

委員総数14名 出席委員数11名 半数以上の出席により会議は成立する。

- ・出席委員 ～ 荒井、逢坂、笠原、合田、杉本、高橋、中山、橋本、水口、三原
- ・欠席委員 ～ 井上、浦西、小野寺、田巻

#### 配布資料について

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1は、北見市まちづくり条例（素案）として、協議してきた条文の内容や保留条文のキーワード等を記述している。条文の解説的なものも載せている。
- ・資料2は、前回協議された前文について正副座長でまとめた文案を配布。
- ・資料3、4は、第35回及び第36回の会議録概要。

〔笠原委員〕

- ・送られてきた条例素案を見て、市民に優しい説明や応答責任ということが出ていた。北見市のオンブズマン活動状況報告書によると、もう少し迅速にという指摘がされていた。
- ・そこで、横浜市ホームページ「許認可等の標準処理期間」に関するページと札幌市と北見市のオンブズマン制度に関するページを配布した。
- ・申出様式を見ると、北見市のものは札幌市より市民が申請し難い形式になっている。

#### 前回（第37回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前回は、これまで保留してきた前文の内容を協議した。
- ・まず、委員の方々の案の説明をもらい、それを基に話し合いを行った。
- ・この審議が始まった時点でのまとめは、成り立ち、特徴、背景、まちづくりの決意などを基本として、正副座長が預かってたたき台を作り、事前に配って検討をもらい、今日の会議に臨むこととなった。

## 前文案の検討

〔中山座長〕

- ・前回の会議後、正副座長において資料を作成した。その作成した経緯を説明する。
- ・まず、北見の成り立ち等として、大雪連峰、澄み切った青い空、みのりの大地、オホーツク海というものが、留辺蘂、北見、端野、常呂を示すキーワードとなり、これらは市民憲章の中にも入っているのでそれらを使った方が良いということになった。
- ・それ以外にも、特徴づけられるような文言を入れる事が望ましいという意見が出された。
- ・それとは別に、副座長の案の1つにある「市民一人ひとりの思いや声が調和の中で生かされた市民自治（住民自治）」に関する言葉を入れ、さらに、それを育てなくてはならなくなっていることを入れた方が良いということ、市民が主役であるということ、共働＝共に働き、共に協力するという言葉は入れる必要がある。さらに「安心・安全」や「自然との共生」の部分の言葉も必ず入れる。
- ・各委員の意見では、田巻委員から「豊かな心で、安心して暮らしていけるまちを目指していく」、水口委員から「市民と行政は、共に手を携え、考え、行動し、新しい北見市を創るために条例を制定する」ということを入れて欲しいとの意見が出た。
- ・最後は「最高条例である」という言葉で締めくくれば良いという意見が出された。
- ・その結果を受け、正副座長提案の資料2の「平成21年6月6日作成 中山」とあるが、これは、それらの意見を集約したものになっている。それを基に、副座長の方で修正をかけたのが、さらに検討を加えて1ページ目の前文（案）になっている。
- ・副座長からも作成の経過等を述べてもらう。

〔逢坂副座長〕

- ・前文（案）の「私たちのまち北見は」で始まる部分だが、先ほど座長から話があった通り、各自治区のキーワードを、天と地ということで、天には澄み切った青い空、地には大雪連峰、オホーツク海、みのりの大地ということで、天と地という考え方で書いた。
- ・もう1つは、北見市には歴史があり、暮らしと産業の振興を目指してまちづくりをしてきて、それぞれの歴史や文化を育みながら今まで来ているということでスタートした。
- ・「私たちは、その育んだ歴史・文化を大切にし…」という部分だが、この部分は、過去の歴史や文化を大事にして、合併後の北見市を目指して市民一人ひとりが心をひとつにし、これからの新しい時代に対応した社会を築いていきたいというニュアンスで書いたもの。
- ・「豊かな自然と共生し、安全で安心して暮らしていける…」の部分は、委員から出されたキーワードと、それを進めるには、市民自治を育てなければ駄目だという中味である。
- ・「私たちは、全ての市民一人ひとりが主役である事を基本にして…」の部分は、市民が主体であるということの基本にしよう、そして「私たちのまちの将来を考え、互いに信頼し合い、情報を伝え合い、話し合い、そして共に手を携え、共に力を出し合う共働のまちづくりを目指します」とまとめた。
- ・このことを前提として、「子どもからお年寄りまで、自らの手でまちを創りあげてゆくために、まちづくりの最高規範として、ここに北見市まちづくり基本条例を制定します」ということを伝えたく、このような文章を作った。

〔中山座長〕

- ・前回、みなさんから出された意見は、ほぼ集約した形になっていると思うが、文言修正や言葉を加えるなどの意見があれば発言願いたい。
- ・これは、成り立ちや特徴、背景、決意の順番を基にして作っているが、これで良いのかということも含めて協議したい。
- ・おそらく、今日だけでは決定できず、出された意見を踏まえて再度まとめ直して提示するという形になると思う。
- ・3段落目の「豊かな自然と共生し…」以下の文は、ほとんどこのままの形でいけるような内容だと感じている。もし、大きく変えるとするなら、最初の2段落の部分かと思う。

〔水口委員〕

- ・私は、全体として良い方向にまとまっていると思う。
- ・ただ、今日の北海道新聞にオホーツク政経懇話会の特報で、同志社大学の浜先生が書いている文章が記載されていた。「今のこの時代を乗り越えるためには、一人は皆のため、皆のためは一人のためという心意気。あなたさえ良ければという発想が必要なのだ」と言っている。この発想が今の経済オンリー主義だけでは乗り切れないということで、自分のためではなくて、相手のことを思って物事を考えていこう、そうしなければこの時代は乗り切れないと盛んに言っている。この前文でも、このことは触れられていると考えられるのだろうが、もう少し明確に盛り込まれても良いのかと思う。
- ・今まで、多くの基本条例が生まれているが、出来た背景とこれから作る背景とは大分違っていると思う。その違って行く中で、北見市が新しく基本条例を作ろうとするが、その辺の基本的な認識を変えていかななくてはならない基本条例ではないかと感じている。
- ・触れられていないわけではないが、もっと表現があった方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・この文章では確かに読み取れない事はないが、そのことが明確になっているかという点、多少弱い部分があると思う。

〔水口委員〕

- ・今まで他の市町村が作ってきた基本条例の背景と、我々が作ろうとしている基本条例の背景は大分違ってきているということは頭に入れておかなければいけないと思う。

〔中山座長〕

- ・非常に重要な意見が出された。下の3段落に関する部分だと思う。修正の際に生かしたい。
- ・今日まとめることが出来なくても、持ち帰って「一人は皆のため、皆は一人のために働く」ということが読み取れるような文章への修正を試みたい。

〔高橋委員〕

- ・今の水口委員の話だが、「互いに信頼し合い」の部分に、例えば「思いやり」のような感じの文言を入ると良いと思うが。

〔水口委員〕

- ・思いやりなどという言葉に替えても良いとは思っている。

〔中山座長〕

- ・事前に目を通して思うので、一人ずつ意見を訊きたい。

〔三原委員〕

- ・個人的には立派な前文ができたと思っている。今の話については何も気付かなかった。この前文で結構だと思う。前回のみなさんの発言が、この前文に反映されていると思う。

〔橋本委員〕

- ・この前文は、優しい言葉で誰でも目を通せば北見が目指しているまちづくり条例の内容が分かっていただけの文面だと思う。
- ・今、水口委員が言った「思いやり」という部分は「信頼し合い」の中に入っている気がする。これに付け加えると、自分だけではなく他の人を助けながら生きていくという感じになるかと思う。しかし「信頼し合う」という言葉で、ほぼカバーされていると思う。

〔三原委員〕

- ・「信頼し合い」と「共に手を携え」という言葉で、水口委員が言ったことは網羅されていく気がする。

〔高橋委員〕

- ・最初から、地域活性は地域間競争に勝つということがキーワードに入っていて、どうにか入れられないかと悩んでいたが、若干、相応しくないかなという気もしている。

〔中山座長〕

- ・そのことは、これまでも複数の委員から指摘されていた。北見市全体が発展するためには地域が活性化しなくてはいけないということは言われており、その点は重要なことだと思っている。

〔高橋委員〕

- ・2段落目あたりで若干触れているし、あまりきつい表現を入れるのも駄目かと思うし、このくらいで良いのかという感じもする。

〔中山座長〕

- ・2段落目は副座長が追加した部分だと思うが、そのあたりをどう考えるか。

〔逢坂副座長〕

- ・地域間の競争をしながら互いに発展していくということは、そのとおりだと思う。2段落目のフレーズあたりに、この言葉を付け加える方法が一つあると思う。

〔高橋委員〕

- ・あまりきつい言葉を入れても駄目だと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・思いは分かる。

〔高橋委員〕

- ・しかし、このくらいでも良いのかとも思う。

〔事務局～企画課長〕

- ・資料1の北見市まちづくり基本条例の（素案）の1ページ、概要の部分に、高橋委員が言っている地域間競争について書いている。地方分権が叫ばれてきた時に、自己責任・自己決定と言うのが地域間同士の競争だと言われている部分である。前文の中に、この言葉を入れるか入れないかは別としても、この条例の制定背景としては、そういう言葉を入れることは可能だと思う。

〔杉本委員〕

- ・自分が考えている言葉とは違うが、それは好みの問題であり、発想方法などいろいろなことがあると思う。
- ・しかし、この前文の中段に「個性豊かな地域社会を築いて行くことが求められています」とあるが、求められているのではなく自発的に作り出すのだということではなければならない。そういった市民の意思のようなものが強く出て欲しい。その意思の強さで、これからのまちづくりをするというイメージを持っているので、求められてこれを作ったのではなくて、望んで作り出していきたいと思っている。

〔中山座長〕

- ・住民自治の話は下の方で表れるので、それにつながるような形でいきたいと思うが。

〔杉本委員〕

- ・そちらの方は必然的にいくものだと思うが、最初の所で、周辺環境により、この条例や自分たちの意気込みが揺らぐということではないということで、求められて何かをするということではないというスタンスでいきたい。

〔合田委員〕

- ・「やらされている」ということではなく、「やっていく」という強い意志が前面に出てくれば良いと思っている。

〔中山座長〕

- ・受身ではなくて自主性を持つということか。

〔杉本委員〕

- ・「地域社会を創り出していこうと思います」というようなことだと思う。

〔中山座長〕

- ・市民の意思として、まちづくりをすることを表明するということになるか。

〔笠原委員〕

- ・自分の性格からすると、この条文は極めて控えめでソフトな感じを受ける。
- ・自分としては「オホーツクの中核都市を目指す」というくらいの、まちとしての態度を明確して、言った以上は責任を持ってするというような宣言文の方が良いと思っていた。
- ・しかし、全体の流れからみて、極めてソフトな表現になっていることは否定できない。
- ・例えば、この中にオホーツクの中核都市を目指すとすることを嫌う委員もいるが、このことを宣言して向かっていくという目標設定みたいなものであれば良いと思う。
- ・ドクターヘリで考えても、紋別、遠軽のエリアは旭川に持っていかれたが、この北見市が何も手を打たなければ、釧路に持っていかれるという不安がある。北見はこれくらいの機能を持っていて、これくらいの役割を果たせるということを周辺に宣言した方が良いと考えている。

〔合田委員〕

- ・青年会議所の講演会で、2020年を目指した道州制構想において、10万都市の北見市は北海道の州都に相応しいという話がされていた。
- ・今、笠原委員が言ったような強い意志が、市民の将来に向けて希望を持って進むひとつの後押しになるのかと感じる。

〔笠原委員〕

- ・ベースとしては、水口委員が言ったような思いやりでやっていくことだと思う。
- ・そして、敢えて共に働くということ、素案の解説文にも「協働から共働へ」といことが出ていたが、共働きの語源には「相互作用する」という意味合いもあったので、その部分を解説の方に付け加えると、地方自治の限界ということに対しても、地域社会がきちんと今後も保っていく・充実させていくという話だと思う。
- ・まち全体を考えると、もう少し外に宣伝するような文面が良いと思う。
- ・例えば、大雪連峰と言っても分かるのは北海道の人だけだと思う。だから、座長は北海道の屋根という言葉が付けたのだと思うし、それで初めて本州の人がこれを読んだ時に、「これは北海道の大雪連峰とオホーツク海」と連想できるのだと思う。前文を見たときに、北見のイメージや位置関係を明確にするには「北海道の屋根」という言葉を入れた方が良い気がする。やはり、日本の中の北見、世界の中の北見という形になると思う。
- ・あとは、下の2段落目に「学ぶ」という言葉を入れるべき。学ぶということには色々な意味があり、歴史的なことや人あるいは地理から学ぶというように、お互いに絶えず学びながら自らが学ぶ、教えられるということがあり、それがあって、話し合っ、信頼し合っ、情報を伝達し合っというサイクルが出てくると感じる。
- ・ただ、折角作られた案なので、あまり変更を加えて性格を変えてしまっても申し訳ない。

〔逢坂副座長〕

- ・これは、あくまでもたたき台ということで提示しているので、忌憚のない意見を出してもらいたい。

〔高橋委員〕

- ・自分も本当は中核都市のことは入れたいと思っている。北見市は地域の中で一番大きなまちなので、それぐらいの責任を持っても良いと思う。
- ・ただ、それを実行していくとなると、予算的なことが出てきた場合、他所の町に対して予算を使えるのかという疑問がある。しかし、周囲の利益は北見市の利益にもつながるという条件が立てば、北見市が周囲の町を引っ張っていくという形で、これを入れていく方が良いかと思う。北見市が他の広域的なことに関してどこまでできるのかという法的な根拠を教えて欲しい。

〔中山座長〕

- ・今の話だと、それよりも「目指すこと」が一番だということになる。

〔杉本委員〕

- ・他の地域に役に立つ地域でなければならない。
- ・北見は自治区で分けてしまったので、各自治区は他の地域に役立つために自助努力しなくてはいけないことが運命付けられている。そうすると北見が「中核都市」という言葉を使わずに「オホーツクで役に立つまちを目指す」ということにすると、きちんと利益配分ができると思う。きちんと役に立てば人も寄ってくるし、繁栄もすると思う。

〔高橋委員〕

- ・去年、個人的に「ふるさとショッパ巡り」で東京に行った。ほとんどの店が道府県主体のものだが、京都だけが府ではなくて「京都市」だった。

- ・京都として見ると、他にもいろいろなものがあると思い聞いてみると、京都市以外の府内他市町村のものを置くと市民から苦情が出るかもしれないということで、京都市の領域のものしか扱っていないということだった。それは、どうなのかと思った。
- ・例えば、北見市民が、他の町のことに對して北見の予算を使うことに反感を持つのか、あるいは、都道府県の予算の使い方が法的に決まっているのかを知りたい。

〔笠原委員〕

- ・今の高橋委員の話は、世界会議の中でNGOという扱いになっている。例えば、北見市長が国際会議に出たときには、基本的にはNGOの扱いで出ているということ。
- ・だから、北見というまち自体が、国際機関の中では別な立場であるということ。ということは、逆に言うと、このオホーツク海・常呂川などが別な形での世界に関係することに関して、北見が発信するということもあり得る。
- ・ただ、予算を他の町に使うとかという話になると、新聞に載っていたが、道州制とは違い、共同事務化のように市役所が広域経営という部分も進めていこうということもある。
- ・北見の場合、常呂川水系で水や他の部分もたくさん関係している部分と、直接、世界的に発信するという立場もあると思う。そういう意味でも、北見というのは、唯一無二のまちだということは言えると思う。

〔荒井委員〕

- ・この前文は、非常に苦勞をしてまとめた印象を受ける。
- ・しかし、起伏に富んだものではなく平坦なものだと受け止めている。他の委員も言っていたように、自発的・インパクトに欠けている感じがする。今の時代背景を見たとき、我田引水というものを感じた。そういう事をチェンジしてもらう、引き付ける条文がどこかにあれば良いと思っているが、果たして、そのことをどういう形で文章化するのとなると難しい。
- ・いずれにしても、これだけ落ち度がない条文が作られたことに感謝している。

〔中山座長〕

- ・各委員が言おうとしていることは分かった気がする。今回出された意見を基に前文案を練り直し、次回に検討しまとめる形を取りたいと思うが良いか。

〔笠原委員〕

- ・今の意見にもあったように、単純にこのまちが出来てきたわけではない。自然条件も厳しく、歴史のない所でまちを作ってきた先人の自然条件を克服してきた場面と、人が生きてきた流れというものを表現してもらえればと思う。
- ・ここで生活をしてきた人は相当な苦勞をしてきたと思う。この事は絶対に忘れては駄目だと思う。

〔中山座長〕

- ・より明確な目標を設定することが必要だということだと思う。
- ・各委員からの意見は抜粋という形で活かしたい。一旦整理する。
- ・水口委員からの意見は「一人は皆のために、皆は一人のために」というニュアンスを明確に入れた方が良からうということ。つまり、我々は新しい共働を推進していくということをはっきりと書いて欲しいということ。

- ・高橋委員からは、地域活性化につながるよう、もう少しインパクトのある書き方をした方が良いという意見。
- ・橋本委員からは、信頼し合うことは重要で、それに「思いやり」ということを付け加えるとより良いという意見。
- ・杉本委員からは、互いの自治区同士が助け合い、役に立つようなまちづくりをして全体が発展するようにする。これは、北見市だけではなくて、周りの町や市に関しても同じことが言えるので、個性的なまちづくりを進めるといようなことをどこかに書けないかという意見。
- ・合田委員からは、市民が意思を持って進めていくことが表明できるよう、もう少しインパクトを付けた方が良いという意見。
- ・笠原委員からも、これは宣言文、ある種の決意表明となるので、もう少しインパクトがある文章にした方が良いという意見。
- ・荒井委員からは、平坦すぎる文章なので強調する部分を設けたら良い、特に北見市のこれからの姿（像）をもう少しはっきりと書いたらどうだろうか。そうすると目標設定がもう少し明確になるという意見だった。
- ・これらの意見を基に、私の方で前後の整合を取りながら修正作業を行い、なるべく早いうちに事務局を通して各委員に配布したいと思う。

#### 条例素案（個別条文）の確認

〔中山座長〕

- ・次に、事務局から配布された資料1「北見市まちづくり基本条例（素案）」の内容検討に入っていきたい。
- ・検討の方法がいくつかあると思うが、全体構成がどうか見る方法と、ペンディングしている所を中心に埋めていく方法、その他、事務局が作成した条例の概要に関して検討するということもある。事務局として、進め方について考えはあるか。

〔事務局～企画課長〕

- ・この素案は各委員に配布したばかりで、じっくりと目を通す時間もなかったと思う。
- ・本日は前文を協議して、ここの部分には入っていけないだろうと思っていた。この条例素案は少し時間を取って読んでもらった上で議論に入った方が良いと思っていた。
- ・しかし、このような形になったので、今日は概要の考え方などの話し合いに充ててもらい、個別条文については少し時間を取ってじっくりと各委員に見て欲しいと思っている。

〔中山座長〕

- ・時間を取ってというのは、次回ということか。

〔事務局～企画課長〕

- ・次回会議までは、議会を挟むので少し時間が開くと思う。その間に、今まで議論してきたことを、もう一度それぞれの委員に見てもらいながら、課題等を整理していくという進め方もあると思う。



〔中山座長〕

- ・あるいは、ペンディングとなっている部分を確認していくこともできると思うが。

〔笠原委員〕

- ・素案をざっと見ると、概要の部分に危機管理について書かれているが、まだ条文の最終確定はしていなかったと思う。
- ・安全・安心の基本は危機管理になるが、現在の安心・安全は、健康や医療の分野がまずベースとなって、災害などの特別なものに対しての危機対応になっている。今回の新型インフルエンザも特別に発生した事態で、日常的なものではない。
- ・そこで、素案で第10章に分けてはっきりさせた方が良いのかというと、北見工大や日赤看護大があって、この2つを考えた時に、ベースとしては皆が安心して安全で日常的に健康や医療が他の町より機能度や安心度が高いということがあると思う。その理由の1つとしては、日赤病院や日赤看護大、北見工大があるということだと思う。
- ・第10章で、安全安心のまちづくりと危機管理を一緒にするのか、別々にするのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・31ページが第10章になるが、ここでは市長等に関してしか書かれていなく、市民側からのことも書くべきだということでペンディング状態になっていた。
- ・議論の時には「安全・安心のまちづくり」というタイトルにしていたが、今回は「危機管理」に置き換えている。「安全・安心」でいくと非常に幅が広くなり、言われたような医療や福祉を含めた話になってくる。そこをこの章で表すとなると非常にボリュームが出てくるだろうということで、第39条は市長等について謳っていたが、市民側から仮の文案を作っている。
- ・この内容が「危機管理」に特化した形で整理をした方が良いということで、31ページで提案をした上で、この概要をそのような形で整理したということ。
- ・もっと広く「安全・安心」という形で捉えていった方が良いということであれば、議論してもらいたいと思っている。

〔笠原委員〕

- ・第1条で、「市民が主体の安全で安心して生活できるまちづくりの実現を目指し」という部分に下線が引かれ色を変えているが、ここの解説文の中で、今言ったような病院の数や日赤看護大及び北見工大があるので、北見の場合は健康や医療に対する都市基盤整備ができているという事実をバックボーンとして書ければ良いと思う。
- ・それと、去年の10月頃に日経新聞が行った「住民の住みやすさ」というアンケートでは北見は上位にあった。これがどういう指標でどういう内容だったかはわからないが、このような記事が出たということは、ある意味、北見はまちとしての住みやすさの度合いが低くない、むしろ上位に位置していることで、一般市民が考えている感覚と評価の区分とのずれがあるのかとも感じる。
- ・そうすると、第10章は「危機管理」という分野で、健康、医療、福祉の部分は、第1章に入れるという置き方になる。

〔中山座長〕

- ・では、新たな章は「危機管理」ということになるのか。

〔杉本委員〕

- ・この条例の構成の全体を見ていると、福祉などのセーフティーネットの部分は、どちらかという「地域自治」の方に入れた方が良い気がする。セーフティーネットに関しては、落とし処がないように感じる。

〔中山座長〕

- ・検討の方法を尋ねていたが、今の話の流れでは、ペンディングになった所を潰していくという形で進めていきたいが良いか。

〔水口委員〕

- ・自分の感覚が違うのかもしれないが、気になっていることがある。安心・安全や法令遵守という言葉が盛んに使われている。
- ・どこから見ても「市長等」と使われているが、これは行政サイドの言い方で、市民も権利を守るために法令を守ってくださいということは、どこの基本条例を見ても書いていない。
- ・安心・安全、市民が主役だと言っても、法令を守るという意味がどちらを向いて言っているのか非常に気になっている。
- ・どこの基本条例を見ても「市長は」「行政は」というように市側が法令を守ることを書いているが、市民サイドに絡む、市民の権利などを守るためにどうするのかという書き方はない。どの組織でも流行語のように使っているが、それは組織防衛のために使っているのだと思う。
- ・このことが、この条例の中でどのように適するのかわからないが、ただ、「安心・安全」といったときに、その言葉をどう表現するのが気になっている。

〔杉本委員〕

- ・どちらかと言うと、ほとんどの条例が行政側を整備するための条例だった。水口委員が先ほど言ったように、今までの条例とは状況が違う、今となっては住民自治の方の条例に流れとしては変わってきている。これを最初に作ろうと思った頃とは大分状況が違うので、もう一度チェックすることが必要だと思う。

〔中山座長〕

- ・「安心・安全」を掲げているが、どうやって実現化するのかということだと思う。

〔水口委員〕

- ・第23条（法令遵守）に書いてあるが、もう1項目を付けるのか、市民の権利を守るための法令遵守だということを書いてもらいたい。
- ・ただ、「市長は」という形ではなく、市民の権利を守るためという形の方が良いと思った。杉本委員も言ったように、大分背景が違ってきているので、その辺の認識をきちんと踏まえた方が良いという感じを受けた。

〔杉本委員〕

- ・神原さんが言う、行政側の制御という考え方からは卒業してしまった感じを受ける。

〔水口委員〕

- ・失礼な言い方になるが、神原さんの感覚とはもう違ってきていると思う。現実はかなり離れてしまってきている気がする。

〔笠原委員〕

- ・基本的に、基本条例というのはシビリアン・コントロールだった。
- ・ただ、今のことからいくと、シビリアン・コントロールは当然のこととして、その前に自分達は自分達のことをしなくてはならないという部分が、まちづくりの中でどのように位置付けていくかという流れで、テーマ自体が協働から共働になるということ。
- ・そして「安全・安心」については、実際に北見市の場合、断水、大雪などと待たなしの状況下、隣同士で本当の意味で助け合わなくては生きていけないという現実があった。
- ・その部分「最初は自分達で頑張りましょう」のようなことを、第8章か第9章あたりで入れるのか。決して危機管理ではないと思う。やはり日常的な部分だと思う。
- ・北見市が実施している協働組織も、関西で学区制度を取り入れて行われているが、これは地域福祉である。地域福祉というのがそれに近いような考え方だというように流れていて、京都の場合は御上をあてにせず、ほとんど自分達でやってきたという流れがあったので、たまたま地域福祉というテーマの下で学区を1つの単位としてやってきた。
- ・今回の場合、安全・安心という言葉は出ているが、福祉という言葉は出ていない。それは、今までは全て行政側をお願いをしている形だったが、先ほど水口委員から言ったように隣同士のような言葉をどこかで入れた方が良く思う。それを行えば市民に対する義務感あるいはモラルのような部分になっていきそうな感じもする。しかし、この事はモラルでもなんでもなく基本的に自分たちの生命・財産をまずは守るということ。そのことから始めなければ難しいし、支えきれないと思う。

〔中山座長〕

- ・概要の検討というより、条例の第1条で、ペンディングになっていた「安心・安全」という言葉をどこにどう書き込むのか話し合うことになっていたので、ペンディングされている所を1つずつ潰していく作業の1つとして、出た意見をまとめていきたい。
- ・「安心・安全」という言葉が、前文や目的など条例の中で何回も出てくるが、一体どのようにして安全安心のまちを作っていくのか検討していきたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・資料の中で、色を付けている部分について、例えば、第1条で議論の中で目的は「自立したより良い地域社会を築くこと」であるので、前文等で安心・安全なまちづくりという表現が出てくれば、この色がついている部分を削って、直接、最後の所に行っても良いのではないかということ。目的は簡潔な方が良くという意見もあったので、まだ前文が固まっていない状況だが、その辺を含めて最後はどうするのかということ。

〔中山座長〕

- ・ただ、前文には「安心・安全」という言葉は入れることになった。入れた上で、ここで書いていく、抜くことはないだろう。

〔笠原委員〕

- ・第1条は「市民が主体の」で良いと思う。ここがまさに今までの行政頼みではなく、自らが安全で安心した生活が送れるような地域社会を創ることで、まちづくりの方向性が示されると思う。
- ・意外と「市民が主体で安全・安心」というのは、他の所ではない。

〔杉本委員〕

- ・ずっと気になっていることだが、「安全で安心」というのは流行語で、安心の中には安全が含まれていると思うので、「安心なまちづくり」で良くないか。

〔笠原委員〕

- ・いや、それは違うと思う。

〔杉本委員〕

- ・「安全で安心」というのは、標語みたいになってしまっている。

〔笠原委員〕

- ・「老後の安心」はあるが「老後の安全」はない。

〔杉本委員〕

- ・でも、安心の中には安全が保障されているのではないか。

〔高橋委員〕

- ・前に前文案として出したものにも書いたが、「福祉、教育、医療」のほか、市がメインとして出している「防災」、さらに「防犯、雇用」など広く入ってきている。

〔杉本委員〕

- ・安全という部分になれば入ってしまうと思うが、安心が究極の目標ではないか。

〔高橋委員〕

- ・自分の解釈は、「安全と安心」は「予防とメンテナンス」である。予防していくことと、メンテナンスしていくことが、結局は安全安心だと考えている。その後に、基礎レベルがあった上で、快適という部分が出てくると思う。

〔杉本委員〕

- ・いろいろと段階はあると思うが、究極的には安心に暮らせることが一番良いのではないか。そのことを目標にしないと、今ここで「安全・安心」という言葉を使うと、確実に条例として陳腐化してしまう。どう見ても、これ（安心と安全）はダブると思う。

〔水口委員〕

- ・杉本委員が言う理屈も分からないことはないが、一般市民が読んだときに、安心だけで全部網羅できる解釈は中々難しいと思う。「安心」と「安全」2つ重なって、本当に安心するのではないかと思う。

〔杉本委員〕

- ・2つあったら納得するのかもしれないが。

〔水口委員〕

- ・理屈は分かるが、条文化してみんなに渡したとき、「安心・安全」2つの言葉があった方が理解してもらえる頻度が高い気がする。

〔高橋委員〕

- ・「安心」は自主的で、「安全」というと受動的な感じを受ける。

〔杉本委員〕

- ・自分で行動してられるのは、安全だという裏付けがあつてのこと。
- ・しかし、後でこれが陳腐化してしまう感じがする。市長の挨拶でも必ず1回は言うが、みんなが言っている言葉というのは、すぐに陳腐化してしまっている。

〔笠原委員〕

- ・別の基本条例や国の法令の中でも、災害などで「安全・安心」と謳っている。

〔事務局～企画課長〕

- ・今も経済対策などいろいろな制度、支援策があるが、必ず「安全・安心の実現」などと出てくる。

〔笠原委員〕

- ・国の区分の仕方はどのようなものなのか。安全と安心の違いは。

〔事務局～企画課長〕

- ・明確な違いはないと思う。

〔高橋委員〕

- ・英語で言うとどうなるのか。

〔笠原委員〕

- ・安全がセキュリティーで、安心はセーフティーになるのか。

〔杉本委員〕

- ・みんなが使った言葉というのは、どうもダサく聞こえる。

〔中山座長〕

- ・なるべく市民の方にも分かりやすい言葉という意味で「安全・安心」でどうだろうか。

〔高橋委員〕

- ・一言で言うと、これしかないと思う。

〔杉本委員〕

- ・使うと後にずっと残ることになると思うが、どこかの評論家が見たときに「ダサイ」とテレビで言い出すかもしれない。

〔高橋委員〕

- ・これは創った言葉ではなく基本的なものなので、「ダサイ」とはならないと思う。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・今の話に直接関係ないかもしれないが、第1条の「安全で安心して生活ができるまちづくり」という部分の安全と安心の話だが、第2条の用語の定義(3)まちづくりの定義の中に、「安全で安心な暮らしやすい地域社会を…」と説明をしている。まちづくりの意味が「安全で安心な暮らし」で、第1条で「安全で安心～まちづくり」という言い方をしており、どちらがどうなのか分かり難い。その辺も併せて考えてもらいたい。
- ・「安全・安心」という言葉について、個人的な意見になるが、安全だから安心だと思っている。使い方もいろいろで、例えば、先ほどの国の経済対策では「安心・安全」と安心が先に書かれている。それぞれの考え方はあると思うが、整理が必要ではないか。

〔杉本委員〕

- ・「安全だから安心」であり、「安全でない安心」はあり得ない。

〔高橋委員〕

- ・しかし、そもそも憲法的には保障されている。

〔笠原委員〕

- ・このことが目的に入ったのは、たまたま北見市で豪雪や断水などが起きたからだと思う。

- ・国やテロの話ではなく、日常的な生活での不安感を払拭しようという経過で、国の指導というより住民の気持ちとして感覚的に出てきた言葉だと思う。
- ・だから、この時期に作ったものであり、時代背景の変化もある。安全・安心の反対語は危険と不安になる。危険と不安をどのように否定をしていくかということ、ハードやソフトを将来に渡っているいろいろなやり方があると思う。
- ・市民が主体という部分は、完全にこの条例の目的になっているので、まず自分達が頑張ろうということだと思う。これを抜いてしまうと、一般的な話になり、待っていれば良いという話になってしまうと思う。

〔杉本委員〕

- ・「安全・安心」というと、災害や事故を想定してしまう言葉だと思うが、もう少し医療や福祉のところまで範囲を広げて「健やかな暮らし」という言い方もあるのではないか。
- ・実際には、安心というのは健康でいろいろな事が持続できるような言葉だと思うので、健やかなとか健康ということでも良いと思う。だから、「市民が主体の健やかに生活できるまちづくり」という言い方もあると思う。

〔水口委員〕

- ・杉本委員が言っていることは正しいと思うが、やはり、人間が生きていく上で求めるのは安全で安心だと思う。それを求めて皆集合して生きてきていると思う。
- ・だから、この言葉は明確に書くべきだと思う。他の言葉では中々代替は効かないと思うし、「安全・安心」は大事にしていく言葉だと思う。

〔笠原委員〕

- ・最近、食品に関しても安全で安心の保障ということが出ている。そちらまでいくと複雑になってくると思うので、基本的にはこれで良いと思う。

〔水口委員〕

- ・いろいろな解釈や講釈があるが、結局は収拾がつかないと思う。これに代わる言葉があれば良いが。この言葉で統一していくべきだと思う。

〔中山座長〕

- ・杉本委員、そういうことでどうだろうか。

〔杉本委員〕

- ・私は嫌だ。これはいずれ淘汰される言葉である。

〔笠原委員〕

- ・しかし、地産地消をここに含めるということになると、「健やかな」という意味が含まれなくなると思う。

〔杉本委員〕

- ・地産地消は産業振興の方で出すべきだ。

〔笠原委員〕

- ・産業振興もあるが、安心した生活の場合では、地産地消が生活そのものの根底になるので、その中に含まれるという解釈をしなくても良いと思う。

〔杉本委員〕

- ・皆がそれで良いと言うなら良いのでは。しかし、自分にははっきり駄目だと思っている。

〔中山座長〕

- ・杉本委員の考え方にサポーターがいれば良いが、そうでなければ進めようと思うが。

〔杉本委員〕

- ・進めても構わない。ただ、淘汰される言葉だと思っているので、「安全」だけでも削れば良いと思っている。「安全で安心」という言い回しを使ってしまうと、きちんと検討したのだろうかという感じがする。

〔中山座長〕

- ・重ねることは強調するという意味で悪くはないと思う。その反面、杉本委員が言っていることも分かる気がする。

〔笠原委員〕

- ・90%はこれで決まりでないか。あとは、時間が経てば固まると思う。

〔中山座長〕

- ・「安全・安心」が、前文と目的と定義（まちづくり）の中で重なっている。個人的には、この重なったままで良い気がする。先ほど、前文と目的の中で重なっていても良いと事務局から言われたが、まちづくりの中でも重なるのはどうだろうか。

〔笠原委員〕

- ・本来、用語の定義は条文自体ではなく、単なる説明だと思う。

〔中山座長〕

- ・まちづくりというのは、何を指すのかを示すものが安心安全だと思う。
- ・定義の中ではもう削除は出来ない。後は下で定義したから上で削除できるかどうか。
- ・そうなると、最初のまちづくりの安全安心に下の定義が寄り添えば良いが、ちょっと難しいのでは。重なると形が悪いが。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・雰囲気としては悪くはないと思うが、今まで議論されてきて、同じ内容の言葉を繰り返し使うとなると、確かに重複になる。
- ・細かいことにはなるが、その部分の結論を出してもらえれば。
- ・条文の雰囲気としては、入れた方が良い印象は受ける。

〔中山座長〕

- ・逆に事務局から、基本的に条文では重複して使えないのか判断して欲しい。

〔事務局～企画課長〕

- ・この部分は法制担当に訊いてみる。そこで問題がなければこのままでいきたいと思うが。

〔笠原委員〕

- ・ただ、目的はもう変えようがないので、これで良いと思う。例えば、逆にこの定義を変更して目的を変えることはあり得ないと思う。
- ・例えば、ここの用語の定義で言っているまちづくりというのは、むしろ第1条よりも第3条以降に出てくるまちづくりの用語だと思う。
- ・ここに置き換えと同じようなことをして、例えば、第5条で「まちづくりに関する情報を…」といった場合は、このまちづくりと言うのは用語の定義のまちづくりの意味だと言うように、一般的には解釈していくものだと思う。

- ・目的等は、またこれとは別な意味だと思うので、さほど問題ではないと思う。むしろ、用語の定義は本当はなくても良いと思う。
- ・だから、第3条以降に出てくるまちづくりの意味が、こういうことなので理解してくださいというアドバイスだと思っている。そうであれば、別に問題はないと思う。

〔中山座長〕

- ・これは別の確認になると思うので、次回の協議にしたいと思う。

〔高橋委員〕

- ・用語の定義からいうと、むしろ、「安心・安全」より「快適」の方がレベルは高いと思う。だから、両方で無理に「安心・安全」を使わなくても良い気がする。

〔杉本委員〕

- ・「安全・安心」は、その中の不安要素があつてのことで、不安要素を求めるのではなく、防御するのでもなく、自分達の希望のために生活するのがその目標だと思うので、防御しながらではないと思う。「安全・安心」を謳っているが、現状マイナス要素だと思う。

〔高橋委員〕

- ・であるならば逆に、ここの用語の定義を謳ったら良いと思う。「安全で安心な暮らしやすい地域を確保」が先で、「快適な生活環境を作る」というのはどうか。

〔中山座長〕

- ・順番としては、そちらの方が良いのかもしれない。

〔高橋委員〕

- ・ここは、あまり拘らなくても良い気がする。
- ・定義の方が順番を変えて、作る確保はそのまま、快適が後ろで、安全・安心は基本と  
いうように直した方が良いのかもしれない。

〔笠原委員〕

- ・安全で安心を確保し、市民の快適な生活環境を作る…。

〔高橋委員〕

- ・快適が先か。生活環境と地域社会が逆か。

〔中山座長〕

- ・「安全で安心な暮らしやすい地域社会を創り上げ、市民の快適な生活環境を確保するための活動の総体」ということ。

〔笠原委員〕

- ・用語の定義をこのようにしたとき、他の条文のところに置き換えた時に、そのまま読み込めれば良い。

〔中山座長〕

- ・快適な安全・安心ということになると、話が長くなるので次に行きたいと思う。
- ・ただ、高橋委員からの意見で、逆にした方が順番としては良いということは、確かに、レベルを後ろ側に上げた方が良いと思う。
- ・繰り返すが、「まちづくりは、安全で安心な暮らしやすい地域社会を創り上げ、市民の快適な生活環境を確保するための活動の総体をいう」ということで、どんどんレベルを上げていく形にする。



〔高橋委員〕

- ・「確保」と「創る」は、「確保」が先で「創る」が後か。

〔中山座長〕

- ・そうなる「地域社会を確保...」ということになり、おかしい。だから、これはもう変えない。その辺はこちらで配慮する。
- ・それでは次に行きたい。
- ・第9条の市民の権利の第4項「市民は、前3項の権利を行使し、または行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けないものとする」は、参加に入れた方が良いという意見だったと思うが。

〔事務局～企画課長〕

- ・この説明をするが、協議内容の4番(12ページ)で斜体になっている部分は、たたき台はこうなっていた。
- ・ただ、ここで表記をするのではなくて、市民参加の章で検討したらどうかということでペンディングになっていたが、実は市民参加の章で、この部分の議論が抜けてしまった。
- ・しかし、この「不利益な取扱いを受けない」という部分は、第6条の市民参加の原則の解説の中で触れた形にしているという表現をしている。
- ・解説ではなくて、きちんとした条文で整理していくことになれば、ここで議論をいただければと思う。

〔中山座長〕

- ・この部分をそのまま残すのか、それとも市民参加の解説の部分に記載されているので、市民参加に入れるか。
- ・以前のみなさんの意見は、市民参加に入れた方が良いとの意見だったと思うが、改めて読んでみて、市民参加の方に移動した方が良いかどうか、意見をいただきたい。

〔高橋委員〕

- ・改めて見ると、この斜体字になっている所に置いた方が、権利の保障になるかと思う。
- ・市民の権利の第3項の参加は、何に参加するのかというのは、市政に関するそれぞれの過程だから、ここで良いのではないかと改めて思う。

〔中山座長〕

- ・ここに残した方が良いという意見が出たがどうか。

〔高橋委員〕

- ・解説で一度触れて、また後ろできちんと条文として出てくるのは変ではないと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・どちらで触れるかは、みなさんの議論の中でいろいろな意見を伺いたいですが、基本的にこの条例は、第3章で触れるのか第6章で触れるのかどちらでも構わないが、解説でやるのはまずいと思う。きちんと条例で謳った方が良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・やはり、第何章になるかで意味が違ってきているので、この第3章の市民の権利のところ、参加したいとしないはあるが、参加できない人もいるという意見が出たと思うので、第3章で良いと思う。他にに入れる場所がないと思うが。

〔中山座長〕

- ・10 ページの市民参加の原則の解説の部分に書かれている。

〔高橋委員〕

- ・市民参加の原則の所に書かれているのは分かりやすく良いと思う。後ろの条文と関連している。

〔中山座長〕

- ・第6章、第7章にも追加されている。
- ・広い意味で不当な利益、取扱を受けないということで、市民の権利のところに残した方が良いだろうという意見が出たが良いか。そこで解説文は特に変える必要はないか。

〔事務局～企画課長〕

- ・第9条で位置づけるので、第6条の色付きの部分をもう少し違う言葉で、第9条の解説に載せる方が良い気がする。

〔中山座長〕

- ・それでは、第9条第4項はこのまま残し、第6条の解説の不利益な扱いを受けないという解説の部分を、第9条に移動するというようにする。
- ・次に、第11条の北見市独自の書き方として、地域の特色を与えられるような書き方にするというのであった。

〔事務局～企画課長〕

- ・第11条の右側に書いてある文案については、キーワード的な部分を基に事務局側でたたき台として示した。

〔高橋委員〕

- ・井上委員が出席している時の方が良いと思う。あまり他と絡んでいない所なので、今日でなくても良いと思う。

〔笠原委員〕

- ・この部分を一応検討してきたので、他のところを見ると、市政に参加するという部分が結構、保障内容にある。
- ・権利条約だけではなく、まちづくりに対して参加できるよう配慮するという形である。だから2～3項ぐらいの内容だと思っている。

〔事務局～企画課長〕

- ・例えば、他市を見てみると、まちづくりへの参加というのが非常に多い。
- ・その中で気になったのが、権利条約ということを入れて欲しいという意見であり、実は権利条約で謳われている子どもの権利には、参加する権利が入っている。
- ・だから、そことバッティングしてしまうということで、敢えてこの形にしているということである。
- ・解説に書いているが、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利というのが、子どもの権利条約で言われている権利ということなので、この部分を1つだけ抜き出すのかどうかということから、この文案になっている。

〔笠原委員〕

- ・札幌の場合は、はっきりと参加できるように配慮されている。

- ・岩手県の奥州市は、今言われた中の2つぐらいを抜き書きしたような形のものである。いわゆる参加する権利の部分を認めるということが多い。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・「子どもの権利条約」と書いてしまうことで、全ての子どもの権利を指してしまうので、敢えてそこからまちづくり条例に沿った部分だけを取り出すということは難しいと思う。
- ・まちづくりに特化したことを権利で謳うのであれば、「子どもの権利条約」という言葉を外した方が書きやすいと思う。
- ・ただ、この部分を入れるのか入れないかは、市民会議で検討してもらうこと。

〔事務局～企画課長〕

- ・子どもの権利条約のキーワードを入れるか入れないかによって、条文の内容が変わってくるので。

〔事務局～企画担当係長〕

- ・前回までの市民会議ではそういう議論だったので、今回は入れた形で提示した。

〔中山座長〕

- ・では次回、井上委員が来るまで勉強させていただきたい。
- ・次に、第15条の市長の役割及び責務だが、ここでは信託、政治責任、市政の課題に対して、適切に対応するというキーワードや文言を含んで、第2項を作成するということがあった。

〔事務局～企画課長〕

- ・実は、ここに政治責任ということが入っていない。議論をした結果、第15条そのものが政治責任を言っているものではないかということになった。

〔中山座長〕

- ・書かなくても良いということか。

〔事務局～企画課長〕

- ・このことが市長としての政治責任となるのではないか。

〔中山座長〕

- ・第15条第2項の文案で、「市長は、市民の信託を受けた執行機関の代表者として、市民の意思を把握し、課題に適切に対応しなければならない」ということで、政治責任というキーワードは入っていないが、これ自体が政治責任になるということ。

〔事務局～企画課長〕

- ・このことがそもそもの市長の責任である。

〔中山座長〕

- ・ということであれば、これでよろしいか。ここの市長等の部分は、笠原委員からの意見だったと思うが、いかがか。

〔笠原委員〕

- ・例えば、「市長の役割及び責務」と表題になっているので、第2項の後半の文面でいくと、「...市民の意思を把握し、責任を持って課題に適切に対応しなければならない」というように、責任をどこかに入れておいた方が、政治責任とまで言わなくても、責任ぐらいは入れた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・「市長は、市民の信託を受けた執行機関の代表者として、市民の意思を把握し、責任を持って課題に適切に対応しなければならない」となるか。

〔笠原委員〕

- ・そうなると、上の表題とも合う。
- ・「課題に適切に対応しなければならない責務を持つ」というよりは、「責任を持つ」という方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・「責任を持って課題に対応しなければならない」という意見が出た。
- ・実際にサブタイトルが「市長の役割及び責務」なので、「責任をもって」という言葉を付け加えることでよろしいか。それでは加えることとする。
- ・次に、17 ページの第 18 条（総合計画）の位置付けを追加して文章を整理するということが、どうだろうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・1 つは総合計画の位置付けをきちんと謳うということと、文章的に総合計画には実施計画も含んでいる形になっていたが、実態と違うので、文言を整理するということがあった。

〔中山座長〕

- ・まずは文章の整理。幾つか項目があり、それを整理して1 つにするということであった。
- ・総合計画は、市の政策を定める最上位の計画であるということ。
- ・総合計画は、政策評価において最も重要な政策の検証基準とすることを、予め想定し策定されなければならない。
- ・行政の継続性についても付け加えて欲しいという条件が付いていた。

〔事務局～企画課長〕

- ・最初の議論の時は、今座長が言ったようなことだった。
- ・そして、多治見市の総合計画の作り方が見えないので、一度少し時間を置いた後、多治見市の計画の説明をし、最後にまとめたのが第 2 項から第 4 項までが 1 つの枠で固まり、第 1 項については最上位だということになり、後は文言の整理をしようということで終わっていた。

〔中山座長〕

- ・第 18 条 1 項の最上位計画であることは、案のままで良いか。特に意見がなければ、このままにする。
- ・次に、第 22 条（出資団体等に対する関与）の第 2 項では、経営状況や活動の成果を公表する項目を追加するということがあったと思う。
- ・キーワードとしては、経営状況、活動強化、活動成果、運営状況について関係することを加えて欲しいということで、第 2 項で「経営状況及び活動成果などを定期的に検証し、その結果を公表するものとする」という文章が付け加えられた。これはこのままでよろしいか。では、このままとする。
- ・次に、22 ページの第 27 条（権利の救済）だが、このままで良いのかどうか、ペンディングになっていたが。

〔事務局～企画課長〕

- ・議論の中では、「権利の救済」が非常に分かり難いということで、やはりオンブズマンの場合はオンブズマンではないかという議論が出ていた。

〔中山座長〕

- ・ここではなるべく日本語でということで「権利の救済」という形になっていたが、分かりづらいのでオンブズマンとして書いた方が良いのではないかとということであるが。

〔笠原委員〕

- ・札幌では、「権利の救済」は「権利の擁護」であり、権利を守るということ。
- ・市民の権利を守るということで、先ほどの資料、札幌の苦情申立書の2ページ目に、札幌市自治区基本条例第20条で権利の擁護ということで、オンブズマンを置くものとするとして明示している。
- ・ただ、北見市の場合、オンブズマンの活動状況報告書などがマスコミにも出ており、オンブズマンそのものに関して市民権を得ていかないとまずい感じがする。
- ・だから、オンブズマンの設置を表題にするのか、または本文の中にオンブズマンを設置すると入れるのか。
- ・本来であれば明示をした方が良くと思うが、ただ、他の条項がそのようになっていないからどうなのか。
- ・ぶら下がりについて明示していない所が多いから、私はやはり具体的なものがあつた方が良く思う。本文の中に権利の擁護ということで処理するオンブズマンを設置すると。

〔中山座長〕

- ・「権利の擁護」にし、オンブズマンを設置することを中に書くということか。

〔笠原委員〕

- ・解説文でも、このことが根拠規定になるわけだから。

〔中山座長〕

- ・今出た意見は出来る限り文言を使い、日本語で「権利の擁護」として、オンブズマンという言葉は知られているので、第27条の中に付け加えることとする。
- ・第27条は「～処理する職務を行うオンブズマンを設置するものとする」となるが。「機関を設置する」か「オンブズマンを設置する」か。しかし、もうオンブズマンは設置されている。

〔逢坂副座長〕

- ・オンブズマン条例が既にあるはず。

〔中山座長〕

- ・あると思うので、またここで設置すると書いたらどうなるのか。

〔事務局～企画課長〕

- ・設置されていても設置することの根拠規定になるので、設置されていても「設置する」で問題はない。
- ・では「機関」を「オンブズマン」に置き換えることで良いか。

〔中山座長〕

- ・良い。後は表題を「権利の擁護」とする。

〔笠原委員〕

- ・札幌市の場合、このことが第 20 条で、監査制度とオンブズマン制度と行政手続が一緒になってまとまっている。
- ・北見市の場合は、ばらばらの形になっているが、今回ここで表題とするならば、「権利の救済」よりは、「権利の擁護」の方が良い気がする。
- ・オンブズマン条例の第 1 条にも「権利利益の擁護を図り」と書いてある。

〔中山座長〕

- ・では、第 27 条の表題は「権利の擁護」で、条項は「～オンブズマンを設置する」とする。
- ・あとは、「情報の共有」で、若干重たい修正が 2 個あるが、次回に話し合いたい。

〔笠原委員〕

- ・第 28 条「監査」の右側の部分で、確かに第 16 条で執行機関の役割が既に入っているが、ここでの監査は内部監査であるが、第 3 者機関の外部監査機関も設けたいという個人的な意見がある。本文の中に両方を入れた方が良いと思う。

〔中山座長〕

- ・これは、各条文のときに検討したい。
- ・次に、第 6 章の「情報の共有」だが、両括弧のペンディングになっている部分と、項を追加して修正するという意見があったが、この件については時間がないので次回とする。

～ 検討内容のまとめ～

前文（正副座長作成案）

出された意見を基に、座長において修正したものを再度提示する。

第 1 条（目的）

「安全・安心」の記述は、今時点では残す。

第 2 条（用語の定義）

（3）まちづくり 一部修正

「安全で安心な暮らしやすい地域社会を創り上げ、市民の快適な生活環境を確保するための活動の総体をいう。」に変更。

第 9 条（市民の権利）

第 4 項 たたき台そのまま残し、第 6 条の解説「不利益な扱いを受けない」の部分、第 9 条の解説に移動。

第 15 条（市長の役割及び責務）

第 2 項 右側たたき台 一部修正

「市民の意思を把握し、課題に適切に対応」に「責任を持って」を加え、

「市民の意思を把握し、責任を持って課題に適切に対応」に変更。

第 18 条（総合計画）

第 1 項 右側たたき台のとおり

第 22 条（出資団体等に対する関与）

第 2 項 右側たたき台のとおり

第 27 条（権利の救済）

表題 修正「権利の擁護」に変更。

第 1 項 一部修正「機関を設置する」を「オンブズマンを設置する」に変更。

次回の会議について

〔中山座長〕

- ・次回はこの続きと、前文を検討する。
- ・前文に関しては、各委員の意見を反映したいと思っているので出して欲しい。

〔事務局～企画課長〕

- ・次回は、前文の続きと構成や条文について、再度全体を見ながら修正等を加えていくことになる。
- ・次回の開催まで少し時間を置くことになるが、その間、各委員には今回の素案全体にもう一度ゆっくりと目を通してもらいたい。
- ・今日、これまでの条文を議論した全ての会議録を配ったので、できれば、この会議録にも目を通して、気になる点を確認してもらいたい。
- ・素案の概要の部分についても、たたき台なので、背景や特徴的な内容をこの辺に入れた方が良いということがあれば、意見を出して欲しい。
- ・2ページの「協働から共働へ」の図を載せているが、これで決まりとは思っていないので、こういう形で何か図を載せた方が良いのではないかとということで載せたもの。
- ・できれば、解説もたたき台なので、まだ表現が足りないものや思いが伝わらないなど、この辺を強調した方が良いという点があれば、次回の議論の中で発言願いたい。
- ・次回開催は7月2日（木）を予定する。

〔中山座長〕

- ・以上で、本日の会議を終了する。